

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年6月26日

【会社名】 株式会社丸井グループ

【英訳名】 MARUI GROUP CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青井 浩

【本店の所在の場所】 東京都中野区中野4丁目3番2号

【電話番号】 03-3384-0101 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 七戸 裕一

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中野4丁目3番2号

【電話番号】 03-3384-0101 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 七戸 裕一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2018年6月25日開催の当社第82回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

第2号議案 定款一部変更の件

以下の通り、定款の一部を変更する。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(9) (記載省略)</p> <p>(10) 損害保険の代理業及び生命保険の募集業</p> <p>(11) 割賦販売業、割賦販売斡旋業、割賦債権買取業、集金代行業、信用調査業及び計算事務代行業</p> <p>(新設)</p> <p>(12)～(19) (記載省略)</p> <p>第25条 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第32条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第36条 (転換社債の転換の時期)</p> <p><u>転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の期末配当金又は中間配当金の支払については、転換の請求が4月1日から9月30日迄になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日迄になされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなす。</u></p> <p>第37条 (記載省略)</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(9) (現行どおり)</p> <p>(10) 損害保険の代理業及び生命保険の募集業並びに少額短期保険業</p> <p>(11) 割賦販売業、信用購入あっせん業、賃料保証、割賦債権買取業、集金代行業、信用調査業及び計算事務代行業</p> <p>(12) <u>金融商品取引業、金融商品仲介業及びその他金融に関連する業務</u></p> <p>(13)～(20) (現行どおり)</p> <p>第25条 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第32条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、青井 浩、岡島悦子、田口義隆、室井雅博、石井友夫、中村正雄、加藤浩嗣を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、布施成章を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として、野崎 晃を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果等

基準日(2018年3月31日)現在における議決権の状況

議決権を有する株主数 22,684 名

総議決権数 2,207,924 個

議決権行使の状況

	本総会前日までに 行使された議決権	本総会当日に 出席した株主の議決権	合計
株主数	7,445 名	182 名	7,627 名
議決権の数	1,518,471 個	414,654 個	1,933,125 個

当該決議の結果等

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	1,930,569 個	199 個	18 個	99.86 %	可決
第2号議案	1,930,522 個	247 個	18 個	99.86 %	可決
第3号議案					
青井 浩	1,875,988 個	54,773 個	18 個	97.04 %	可決
岡島 悦子	1,885,044 個	45,720 個	18 個	97.51 %	可決
田口 義隆	1,930,263 個	505 個	18 個	99.85 %	可決
室井 雅博	1,930,214 個	554 個	18 個	99.84 %	可決
石井 友夫	1,925,570 個	5,161 個	55 個	99.60 %	可決
中村 正雄	1,925,533 個	5,198 個	55 個	99.60 %	可決
加藤 浩嗣	1,925,613 個	5,118 個	55 個	99.61 %	可決
第4号議案	1,879,051 個	51,715 個	18 個	97.20 %	可決
第5号議案	1,930,465 個	304 個	18 個	99.86 %	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成
- ・第3号議案、第4号議案、第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席した多数の議決権を有する株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上